

平成 27 年度 消費者庁職員の増員等について

平成 27 年 1 月

消費者庁

1. 概要

- 「消費者安心戦略」を国民一人ひとりの立場に立って一層推進するため、消費者庁創設後 5 年間の活動の総点検を踏まえ、消費者にとって「身近」で「頼りになる」消費者行政を「見える化」し、政策実現力を強化するために必要な機構・定員を確保。
- 機構については、企画官（事故調査担当）を新設。
定員については、今年度比 8 人増（増員 13 人、減員 5 人）を措置。（消費者庁定員：平成 26 年度末 301 人→平成 27 年度末 309 人）

2. 職員の増員等

<機構>

- 参事官 1 の時限延長〔政令〕
- 企画官（事故調査担当） 1 の設置〔内閣府令〕
（総務課企画官 1 及び消費者制度課企画官（個人情報保護担当） 1 の振替廃止）
〔内閣府令〕

<定員>

- 13 人増員（恒久定員増員 12 人、時限付定員増員 1 人）
- 5 人減員（合理化減 2 人、個人情報保護委員会（仮称）への振替減 3 人）
- 差引き 8 人増 ※その他、時限延長 2 人

（主な内容）

- 地域の現場における対応力の強化
 - ・改正消費者安全法の施行に向けた相談員資格試験制度の運用 1 名
- 施策の推進力強化や実効性確保に向けた
 - －調査体制の充実
 - ・事故調査体制の充実 1 名
 - －監視体制の強化
 - ・改正景品表示法の施行のための執行体制の構築 4 名
 - ・家庭用品品質表示法に関する規制改革対応 1 名
 - ・食品表示法や新たな機能性表示制度の施行のための執行体制の構築 5 名
- その他 1 名